

水道事業の広域連携について（報告）

1 水道事業の広域連携推進の背景

水道事業の経営基盤強化のためには、区域を超えた連携や、一体的に水道事業に取り組む広域化・広域連携の推進が求められる。水道法改正（平成30年12月12日交付、令和元年10月1日施行）に伴い、国は都道府県に対し、その推進方針や当面の具体的取組内容等を取りまとめた「水道広域化推進プラン」を令和4年度末までに策定するよう要請した。

2 鳥取県の状況

鳥取県主導のもと東・中・西の流域別に検討を重ね、令和5年3月に「鳥取県水道広域化推進プラン」が策定され、広域化のパターンとして「施設統廃合」「経営統合」「ソフト連携」の3つが示されている。

3 西部域の状況

鳥取県水道広域化推進プランに基づく検討状況は下表のとおり。

施設統廃合	水源施設(井戸、配水池ほか)の集約など	中山間地を多く抱える本地域において、現状では市町を超えた施設統廃合などは <u>地形的に困難</u> である。
経営統合	市町による企業団の結成など	各市町の料金体系や財政状況、施設更新水準の格差等、経営統合を実現するためには <u>多くの課題を抱えている</u> 。
ソフト連携	システム共同化、合同研修の開催、物品の共同購入、業務共同化など	各市町相互に <u>メリットのある案件から順次着手</u>

4 西部域におけるソフト連携の取り組み

現在、米子市水道局の保有する技術力や施設能力を活かした、水質検査の広域受託、合同研修会及び講習会、合同防災訓練、指定給水装置工事事業者の合同講習等について取組んでいる。

米子市において水質検査の広域受託	※裏面「水質検査業務の広域的受託について」参照
水質検査技術研修会	令和5年度から水質検査の広域的受託に合わせて、西部域他町職員を招いて水質検査に係る <u>知識・技術向上</u> のため研修会を開催
配管実技講習会	水道布設工事の知識と技術の習得を目的とし米子市で毎年開催。令和4年度から西部域6町及び安来市職員を招き、 <u>知識・技術の向上</u> に励んでいる。
合同防災訓練の実施	災害時における迅速な初動体制の確立、的確な相互連携による被害の最小化など、 <u>水道事業者による防災力の強化・向上</u> を図ることを目的とする(令和5年度秋季実施、西部域1市6町及び安来市参加予定)。
指定給水装置工事事業者の合同講習	水道法施行規則第36条第4項「研修の機会を確保するよう努めること。」に基づく、水道事業者が行う講習(令和3年度から米子市で開催)

5 その他

西部域の水道広域連携を円滑に推進するため、新たに「鳥取県西部域水道事業広域連携推進協議会」を設置し、西部域の事業者と連携して情報・知識・技術等を共有することにより、事務効率化や体制強化を図る。また、今後さらなるソフト連携の取組みとして、資材、災害用備品の共同購入、各システム等の共同化など、米子市が中心となり、調査・研究、導入検討を進めることとしている。

## 水質検査業務の広域的受託について

### 1 目的

水質基準に適合した安全な水道水を供給することは、水道事業者の責務であるが、小規模事業体においては、専門的知識を有する人材の不足や多大な設備投資が必要なことなどの理由により、水質検査を民間検査機関等へ委託せざるを得ない状況である。一方、本市においては給水収益の減少が続くなか、水質検査関連設備及び機器の更新時期が到来しており、財源の捻出が課題となっている。

そこで、他事業体においては経費削減、本市においては安定的事業運営のための新たな財源確保並びに検査能力及び検査設備の有効活用を目的として、本市が他事業体水質検査業務の一元受託を行うこととした。

### 2 水質検査項目（水道法、厚労省通知等に基づく水質検査（毎日検査を除く定期検査））

定期の水質検査 (水道法施行規則 第15条第1項)	1か月に1回以上	水質基準の基本的項目(一般細菌、大腸菌、濁度等9項目)
	3か月に1回以上	水質基準のうち消毒副生成物 <sup>※</sup> 等12項目
水道法第4条の規定に基づき、「水質基準に関する省令」で規定する検査		3か月に1回以上:過去の検査実績により省略可(1年に1回から3年に1回)、「水質基準に関する省令」で規定する51項目
臨時の水質検査(水道法施行規則 第15条第2項)		水源事故等により水質基準に適合しないおそれがある場合、臨時的に行う検査

※水中に存在する有機物と消毒などで使用された塩素が反応して生成される。

### 3 水質検査の現状

米子市	他事業体
一部検査(クリプトスポリジウム <sup>※</sup> について近傍の検査機関へ委託)を除き直営実施	全て県内検査機関へ委託

※クリプトスポリジウムとは、人にも家畜にも感染する病原体の一種で、塩素に対する抵抗性も高く、感染すると下痢や腹痛、発熱を引き起こす（令和7年度から水道局で検査実施予定）。

### 4 水質検査業務受託の方針

令和5、6年度	令和7年度から
伯耆町、南部町、大山町の水質検査業務の一部を受託	西部域全6町の水質検査業務の全面受託

### 5 水質検査業務受託によるメリット

米子市 (金額は税込み)	他事業体
受託による収益増、検査能力及び検査設備の有効活用	○委託料減額による経費削減 ○検査結果受取時間の短縮 ○採水方法の簡素化 ○水質汚濁事故等における緊急時対応などの付加価値の享受(臨時検査、水質管理に係る助言・指導等)
① 令和5、6年度 ⇒ 約1,100万円/年 (3町の一部検査受託による収益)	
② 令和7年度から ⇒ 約3,300万円/年 (全6町の全検査受託による収益)	